

大阪府岬町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和元年9月1日現在における大阪府岬町（以下、本町という。）の行政区域とする。

面積は、4,918ヘクタールである。

本区域は、下記の環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。なお、本区域に自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

[環境保全上重要な地域]

- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（国玉神社のウバメガシ林、岬住吉神社のウバメガシ林、産土神社のシイ林）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区（紀泉高原）
- ・環境省により生物多様性の観点から重要度の高い湿地に選定された湿地（大阪湾南部（紀淡海峡））
- ・自然公園法に規定する自然公園区域（大阪府立阪南・岬自然公園）
- ・環境省が選定した生物多様性保全上重要な里地里山（多奈川地区）

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

本町は大阪府の最南端にあつて、大阪市の中心まで概ね **50km**、和歌山市の中心部までは概ね **10km**、関西の国内外の空の玄関口である関西国際空港までは **20km** 圏内に位置している。また海の玄関口として大阪府が管理する地方港湾である深日港が整備され、近年、町が主体となって航路復活に向けた取組を進めており、淡路島の洲本港との間で試験的に旅客船運航が行われている。町域は東西約 **10km**、南北約 **6km** にわたり、その面積は **4,918** ヘクタールで、北は大阪湾に面し、南から西は和泉山脈によって和歌山県に接し、東は阪南市と接している。

また、本町には大阪府で唯一残された自然海岸や緑豊かな山林、せんなん里海公園など、大阪都市圏の中では恵まれた自然環境や数多くの観光・レクリエーション施設を有し、休日や夏場には多くの観光・レクリエーション客が訪れる地域でもある。

（インフラの整備状況）

① 公共交通機関

鉄道は、南海電気鉄道本線により大阪市、和歌山市と結ばれており、みさき公園駅から大阪市のなんば駅までの所要時間は特急で約 **45** 分、和歌山市までは約 **12** 分、関西国際空港までは泉佐野駅で乗り換えて約 **25** 分となっている。また、みさき公園駅からは、南海電気鉄道多奈川線が通っており、町内の **4** 地域（淡輪、深日、多奈川、孝子）はこの **2** 路線と路線バスで結ばれている。

② 主な道路網

幹線道路として阪南市と和歌山市を結ぶ地域高規格道路の第二阪和国道が通り、最寄りの阪和自動車道の泉南、阪南の各 **IC** まで約 **20** 分で至ることができ、自動車を使えば、大阪市中心部へは約 **70** 分、和歌山市へは約 **20** 分、関西国際空港へは約 **30** 分でアクセスできる。

③ 産業インフラ

本町には、深日港周辺の臨海部の関西電力多奈川第一発電所跡地（面積：**14.8** ヘクタール）や関西国際空港第二期事業土砂採取跡地である多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン（面積：**33.6** ヘクタール）などの工業用地があり、電気やガス、上下水道が整備されている。特に、関西電力多奈川第一発電所跡地は、工業地域となっていることに加え、地方港湾を有しているため、海路による資材や製品の輸送も可能である。

（産業構造）

本町の事業所数は、第 **1** 次産業（漁業）は **2** 事業所（**0.4%**）、第 **2** 次産業（建設業、製造業）は **77** 事業所（**17.1%**）、第 **3** 次産業（前記以外の産業）は **373** 事業所（**82.5%**）となっている。事業所数で見ると卸売業・小売業が **122** 事業所、生活関連サービス業・娯楽業が **51** 事業所、宿泊業・飲食サービス業が **47** 事業所のほか、高齢化の進展により医療・

福祉が 46 事業所の順に多くなっている。

また、本町では、臨海部と関西国際空港二期事業土砂採取跡地に整備された多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンを中心に製造業の集積が進んでおり、製造業は本町の売上高の 14.9%、付加価値額の 14.7%を占めており、主要産業の一つとなっている（平成 28 年経済センサス活動調査）。事業所数で見ると、最も多いのが繊維工業で 7 事業所、次いで食料品製造業 4 事業所、プラスチック製品製造業 3 事業所であり、この 3 業種で、本町製造業事業所の約半数を占めている。また、繊維工業においては、付加価値額の特化係数が 2.62、従業者数の特化係数が 2.96 と最も高く、次にプラスチック製品製造業の付加価値額の特化係数が 1.99、従業者数の特化係数が 2.38 となっている。

その他の産業の状況としては、水産業が大阪府内では比較的盛んに行われており、2013 年漁業センサスでは、本町の漁業経営体数は 109 と府内で最も多く、漁業従事者数、漁獲量とも上位にあり、「シラス」、「いかなご」の加工品や養殖された「ワカメ」を取り扱う事業所が立地している。

（人口分布の状況）

平成 27 年国勢調査によると、本町の人口は、15,938 人となっている。年齢別構成では、年少人口（0～14 歳）が 9.9%、生産年齢人口（15～64 歳）が 53.8%、老年人口（65 歳以上）が 36.4%となっている。人口は、昭和 55 年（1980 年）の 22,864 人をピークに減少を続けており、平成 28 年 3 月に策定された「岬町人口ビジョン」によると本町の将来人口は今後も減少傾向にあり、令和 22 年（2040 年）には 10,872 人まで減少すると予測されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

本町の全産業に占める製造業の割合は、売上高 14.9%、付加価値額 14.7%を占めており、主要産業の一つとなっている（平成 28 年経済センサス活動調査）。製造業を事業所数で見ると、最も多いのが繊維工業で 7 事業所、次いで食料品製造業 4 事業所、プラスチック製品製造業 3 事業所であり、この 3 業種で、本町製造業事業所の約半数を占めている（RE S A S）。

また、本町には、深日港周辺の臨海部の関西電力多奈川第一発電所跡地や関西国際空港第二期事業土砂採取跡地である多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンなどの工業用地があり、食料品製造業や金属製品製造業など、製造業の集積が図られつつある。

こうした特性を生かし、高い付加価値額を創出する製造業の立地を推進するとともに、町内立地製造事業所の技術基盤の高度化等を図り、質の高い雇用を創出することで、地域経済の活性化を目指す。

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	280 百万円	—

(算定根拠)

1 件あたり平均 6,916 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.35 倍の波及効果を与え、促進区域で 280 百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,916 万円（大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額（平成 28 年経済センサス—活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 7%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 5%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定

しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

- 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

- 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

岬町の繊維工業、プラスチック製品製造業、食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

RESASによると、本町の全産業に占める製造業の割合は従業者数で見ると、**14.4%**を占めており、これは大阪府の**13.8%**を上回っている。

製造業を中分類で見ると、繊維工業においては、付加価値額の特化係数が**2.62**、従業者数の特化係数が**2.96**と最も高く、次にプラスチック製品製造業の付加価値額の特化係数が**1.99**、従業者数の特化係数が**2.38**となっている。事業所数で見ると、最も多いのが繊維工業で**7**事業所、次いで食料品製造業**4**事業所、プラスチック製品製造業**3**事業所であり、この**3**業種で、本町製造業事業所の約半数を占めている。

本町を含む泉州地域は、戦前から綿製品などの繊維工業が盛んな地域で現在でも泉州タオルなどが製造されている。かつては鐘紡泉南工場が立地するほか、町内にも紡績関係の事業所が多く立地していたが、現在は、医療用ガーゼや不織布、マスクなどを製造し、各地の医療機関や介護施設、地方自治体等に納入するなど、紡績工場から転換した事業者が存在する。

また、本町には、深日港周辺の臨海部の関西電力多奈川第一発電所跡地や関西国際空港第二期事業土砂採取跡地である多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンなどの工業用地があり、同ゾーン内には食料品製造業や金属製品製造業などの企業**6**社が進出し、製造業の集積が図られつつある。例えば、食料品製造業では、「大阪みやげを作る」というコンセプトのもと、和菓子に洋菓子の要素を取り入れた饅頭を開発し、モンドセレクションで最高金賞を受賞した企業が立地している。

政策面では、大阪府の「大阪の成長戦略」を踏まえ、本町の「第4次岬町総合計画(2011年3月)」及び「岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016年3月)」に基づき、高い付加価値額を創出する製造業の立地を推進するとともに、ものづくりビジネスセンタ

一大阪（**MBIO**）や地方独立行政法人大阪産業技術研究所等とも連携しながら、町内立地製造事業所の技術基盤の高度化等を支援していく。

このように、繊維工業、プラスチック製品製造業、食料品製造業等の産業集積と、本町の施策を組み合わせながら、特性を活用した成長ものづくり分野のさらなる発展に取り組んでいく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（2）制度の整備に関する事項

① 岬町創業支援事業補助金

町内で創業を行おうとする者に対して新規創業に要する費用の一部（上限 50 万円、補助率 1/2）を補助することにより、支援を行う。

② 岬町の企業立地優遇制度

ア 施設設置助成金

一定の要件を満たす事業者が行った対象施設に対して賦課される固定資産税額の収納額に 2 分の 1 を乗じて得た額を操業開始の日の翌年の 4 月 1 日から起算して 5 年間、1 年につき 2,000 万円を限度に助成する。

イ 雇用促進助成金

一定の要件を満たす事業者が新設等を行った施設において新規雇用した者及び転勤者のうち町内に居住する者の人数に 10 万円を乗じて得た額を操業開始から 3 年間、1 年につき 200 万円を限度に助成する。

ウ 水道料金助成金

一定の要件を満たす事業者が新設等を行った施設において納付した水道料金に 10 分の 3 を乗じて得た額を操業開始の日から 3 年間、1 年につき 100 万円を限度に助成する。

③ 固定資産税の課税免除措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を満たした事業者の固定資産税を課税免除すべく、条例を整備し、運用する。

④ 地方創生関係施策

令和2年度以降、地方創生推進交付金を活用し、岬町の繊維工業、プラスチック製品製造業、食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を実施する予定。

⑤ 大阪府の企業立地の優遇制度

ア 企業立地促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対して補助金を支給する。

補助要件：投資額1億円以上 等

補助率：家屋・機械設備等の5%（府内に本社等のある企業は10%）

限度額：3,000万円

※上記補助金の交付決定を受けた上で、所定の要件を満たした場合は法人事業税に対する補助（2,000万円限度）の対象となる。

イ 産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する税優遇制度を実施する。

対象者：中小企業

特例措置の内容：対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2に相当する金額を軽減

限度額：2億円

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、本町では、推進に向けた庁内の体制やデータ作成に係るルール作りを進めているところであり、本町が保有する各種行政情報等のオープンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部国際ビジネス・企業誘致課、岬町総務部企画地方創生課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

岬町総務部内にワンストップ窓口を設け、国、府、町等の支援情報の提供を行う。また、

地域経済牽引企業に対して、定期的に企業訪問等を行い、地域経済牽引事業の進捗状況の確認及び継続的なフォローアップを実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和元年度	令和2年度～5年度	令和6年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 岬町創業支援事業補助金	実施	実施	実施
② 岬町の企業立地優遇制度	実施	実施	実施
③ 固定資産税の課税免除措置	条例審議・実施	実施	実施
④ 地方創生関係施策	検討	検討	実施予定
⑤ 大阪府の企業立地の優遇制度	実施	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
庁内の体制やデータ作成に係るルール作り	検討	検討	実施
各種行政情報等のオープンデータ化	検討	検討	実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの相談対応	実施	実施	実施
【その他の事業環境整備に関する事項】			
ワンストップ窓口の設置	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、本町における支援機関である岬町商工会や株式会社池田泉州銀行をはじめとする地域金融などと十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 岬町商工会

窓口における相談業務のほか、法律、税務、経営診断等専門性の高い相談に対しては専門家を配置するとともに、その創業、経営に関する様々な情報提供を実施している。

② 金融機関（株式会社池田泉州銀行、株式会社紀陽銀行、JA 大阪泉州、株式会社日本政策金融公庫）

資金ニーズに応じた適切な金融支援を行うほか、蓄積された情報網を活用して経営課題の解決やビジネスマッチングによる販路開拓を図る。

③ ものづくりビジネスセンター大阪（MBIO）

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪（MBIO）は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府と関係機関が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産など総合的な支援を行っている。

さらに、クリエイション・コア東大阪には様々な機関が入居し、連携してものづくり中小企業の支援を実施している。

④ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑤ 公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点、プッシュ型事業承継支援高度化事業等）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場）等に取り組んでいる。

⑥ 大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が円滑に行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方へ支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等の整備を検討する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車ス

ペースの確保に努める。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を検討する。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にするなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

本町及び大阪府は、毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和6年度末日までとする。